

山村育英会奨学資金給与規程

(目的)

第1条 この規程は、山村学園故理事長山村要二先生の資金寄付によって行う、奨学金給与事業に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2 この奨学金は、山村学園短期大学並びに、山村学園高等学校及び山村国際高等学校に在学する学生・生徒のうち、在学中特に経済的な理由で就学が困難になった学生・生徒に給与し、もって社会の有用な人材を育成することを目的とするものである。

(奨学生の資格)

第2条 本会の奨学生となる者は、経済的に困窮し就学が困難となり、かつ就学意欲が旺盛で学業、人物ともに優良であると認められるものでなければならない。

(奨学生願書の提出)

第3条 奨学生志望者は、本会あての奨学生願書(様式1)に学級担任等の推薦書(様式2)を添えて本会あてに提出するものとする。

(奨学生の決定通知)

第4条 奨学生の決定通知は、学長又は校長を経て本人に行うものとする。

(奨学金の給与期間及び金額)

第5条 奨学金の給与期間は、奨学生に採用したときから、その者の在学する正規の最短修業年限の終期までとする。

2 前項の期間中に給与する奨学金の限度額は、山村学園短期大学に在学する奨学生の場合は月額10,000円とし、山村学園高等学校並びに山村国際高等学校に在学する奨学生は月額5,000円として、給与額は理事長が決定する。

(奨学金の交付)

第6条 奨学金は、月単位で随時交付する。

(奨学金の休止及び停止)

第7条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは、その事由の発生した月の翌月から奨学金の交付を休止する。

2 奨学生の学業又は、性行などの状況により指導上必要があると認めるときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第8条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は、停止された者が、その事由がやんで願い出て承認されたときは、その事由のやんだ月の翌月から奨学金の交付を復活することができる。

(補則)

第9条 この規程の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この規程は、平成5年4月1日から実施する。

この規程は、平成8年4月1日から実施する。

この規程は、平成11年4月1日から実施する。

この規程は、平成12年4月1日から実施する。

この規程は、平成14年4月1日から実施する。

この規程は、平成20年4月1日から実施する。